

訪問看護重要事項説明書

指定訪問看護事業者

取手市医師会 訪問看護ステーションひまわり

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話 : 0297-78-3094

FAX : 0297-78-3091

管理者 : 高橋 令恵

ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

1. 事業所の概要

事業所名	取手市医師会 訪問看護ステーションひまわり
所在地	茨城県取手市野々井 1926-2 医師会館2階
サービス提供地域	取手市・守谷市・龍ヶ崎市・利根町・つくばみらい市 我孫子市・稲敷市・河内町

2. 事業所の職員体制等

管理者 : 高橋 令恵

看護師 9名 ・ 事務員 1名

3. 営業時間

○ 営業日 : 月曜日から土曜日

○ 休日 : 土曜日午後・日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

○ 営業時間 : 月曜日から金曜日(8:30～17:00) 土曜日(8:30～12:30)

※但し、24時間の連絡体制を整えておりますので、契約を締結された方に対しては緊急訪問いたします。

4. 運営方針

- (1) 訪問看護の実施に当っては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当っては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
 - ①病状・全身状態の観察
 - ②清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④褥瘡の処置
 - ⑤リハビリテーション
 - ⑥ターミナルケア
 - ⑦認知症の看護
 - ⑧療養生活や介護方法の指導
 - ⑨家族や介護者の支援
 - ⑩カテーテル等の管理
 - ⑪その他医師の指示による医療処置

6. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で、別紙「医療保険による訪問看護の利用料金」の通りです。該当保険の自己負担割合分となります。
- (2) 交通費は、片道1kmにつき70円の実費負担割合分となります。
- (3) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し27日に銀行より引落しさせていただきます。休日にあたる場合は、翌営業日となります。
- 領収証は、翌々に引落し確認後、発行いたします。
- * 手続きが完了するまでの間は、集金または振込みでの支払いをお願いします。
- (4) 尚、毎月最初の訪問日に保険証などのご提示をお願い致します。

7. サービスに関する苦情窓口

- (1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については相談窓口で承ります。
- (2) 当事業所以外に、市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

<p>当事業所 相談窓口</p>	<p>窓口責任者 高橋 令恵 受付時間 8:30~17:00 (月~金) 8:30~12:30 (土) 連絡先 電話 0297-78-3094 FAX 0297-78-3091</p>
<p>市町村</p>	<p>受付時間：月曜日～金曜日（土日祝・年末年始 （12月29日～1月3日を除く） 8:30～17:15</p> <p>取手市(高齢福祉課) 0297-74-2141 守谷市(介護福祉課) 0297-45-1111 龍ヶ崎市(介護保険課) 0297-64-1111 つくばみらい市(介護福祉課) 0297-58-2111 我孫子市(高齢者支援課) 04-7185-1111 稲敷市(高齢福祉課) 029-892-2000 利根町(福祉課) 0297-68-2211 河内町(福祉課) 0297-84-2111</p>
<p>国民健康保険団体連合会</p>	<p>受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 介護保険課 電話番号 029-301-1565</p>

8. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医への連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。
- (3) 災害時対応の準備につきましては、担当看護師が相談及び対応をいたします。

9. 秘密の保持

- (1) 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- (2) 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- (3) 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

10. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 責任者の選定（責任者：高橋 令恵）
- ② 虐待防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
- ③ 虐待等に対する相談窓口の設置
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

事業所は指定訪問看護の提供中に、当該事業所従業者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するものによる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

上記の契約を証するため、本書二通を作成し利用者、事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

ご 利 用 者	私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について訪問看護ステーションより説明を受け、内容を確認しました。		
	私はこの契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。		
	住 所	〒	
	氏 名	自署または印	
	電話番号		

代 理 人	本人との関係		
	住 所	〒 ー	
	氏 名	自署または印	
	電話番号		

事 業 者	当事業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。		
	住 所	〒 302 - 0032 茨城県 取手市 野々井 1926-2 医師会館2階	
	名 称	公益社団法人 取手市医師会 訪問看護ステーションひまわり	
	代表者	公益社団法人 取手市医師会 代表理事 眞壁 文敏	
	説明者	訪問看護ステーションひまわり 管理者 高橋 令恵	
	電話番号	0297-78-3094	FAX 0297-78-3091